

令和6年度赤い羽根「地域福祉活動」公募助成応募要領 (令和5年度共同募金による令和6年度地域福祉活動事業)

1 目的

この事業は、地域で身近な福祉課題に取り組んでいる団体、住民に向けた福祉サービスを行う団体が実施する「誰もが安心して暮らせる福祉でとおのづくり」活動に必要な事業経費を遠野市共同募金委員会（以下、「本会」という）の助成による支援を行い、住民参加の福祉コミュニティづくりを推進することを目的とする。

2 助成対象事業の実施期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日の間に行う事業

※ 対象事業への助成は原則として1年間を基本とする。ただし、複数年実施することにより効果が期待されると審査委員会で判断した場合、3カ年を限度として助成する場合がある。

3 助成対象団体

地域の福祉向上を目的に活動している遠野市ボランティア団体・自治会・任意の住民グループ等で、次の要件を満たしている団体。

- ① 公益的な活動を基本とし、営利を目的としていないこと。
- ② 特定の個人、企業、政党、宗教団体等から独立して運営・活動していること。
- ③ 将来にわたる継続的な活動の見込みがあること。

4 助成対象事業

- ① 幼児・児童・生徒、高齢者、障がい児・者や、その他住民を対象として地域内で行う福祉活動を目的に実施する事業。
- ② 地域で福祉活動を行う団体の活動拠点立ち上げに必要な事業。

事業事例

見守り・訪問活動、移送・外出支援、引っ越し・片付け作業、配食サービス、相談支援、地域情報誌の作成・配布、防災マップ・防災マニュアルの作成、除排雪支援、子どもの学習支援、住民が参加する地域活動、座談会、研修会、慰問活動、健康づくり・介護予防支援、健康相談、趣味・生きがいづくり支援 など

【助成対象とならない主な活動】

- ① 行政や社会福祉協議会からの補助・委託事業又は民間資金財源による現行事業
- ② サークル、スポーツ少年団及び学童クラブの活動や、それに準じる活動
- ③ 同一メンバーによる団体名義を変更しただけの活動
- ④ 家族・親類・友人同士のみで行う活動
- ⑤ 慰安目的の日帰り旅行、宿泊を伴う活動
- ⑥ 営利又は産業振興等を目的とした活動

- ⑦ 事務所や活動場所の備品整備を主目的とした活動
- ⑧ 神社仏閣での祭礼等に基づいた活動や、それに準じる活動

5 助成対象費用

活動に直接要する次の経費

項目	例示	上限額等
備品費	活動に使用する備品代	あわせて 100,000 円
食材費	食材費、材料費	1 人当たり 1 日 800 円
印刷費	チラシ等印刷代、コピー使用料	あわせて 20,000 円
通信費	切手代、送料	電話代、FAX 送信料等は除く。
水道光熱費	電気代、水道代、ガス代、灯油代	実費相当分 (1 日当たり 1,000 円程度とする。)
運搬費	車両レンタル代・バス借上料及びそれら車両の燃料代、高速料金	1 日当たりあわせて 50,000 円 ※ バス等借上に係る運転業務代（外部委託）を含む。
交通費	バス代、鉄道運賃、ガソリン代	スタッフ・ボランティアの交通費 1 日当たりあわせて 10,000 円
会場代	会場借上料、入場料、施設利用料	1 日当たりあわせて 5,000 円
講師謝礼等	講師謝金・旅費	謝金、旅費あわせて 100,000 円
保険料 (※指定の保 険)	ボランティア活動保険・ボランティア行事用保険	ボランティア活動保険 ・基本プラン：1 人 350 円 ・天災・地震補償プラン：1 人 500 円 ボランティア行事用保険（A プラン）： 1 人 28 円

- ※ 上記以外の費用については、原則として助成できません。
- ※ 各項目の上限額を超える費用は、自己負担となります。
- ※ 上記保険の加入については、遠野市社会福祉協議会にお問い合わせください。
- ※ [見積書について]
希望する機器等について、2か所以上の店舗から同機種による見積りを取り、写しを提出してください。なお、店舗のオリジナル製品等により同機種での見積りができない場合は、同等の製品による見積りとしてかまいません。

【助成対象とならない経費】

- ① 会員、構成員同士の親睦のみを目的とした活動に必要な機器等
- ② テレビ・机・イス等の備品、消耗品、ユニフォーム等（ただし、福祉活動に特に必要と判断される場合は、助成対象となります。）
- ③ 総会、会議、打ち合わせ、反省会の飲食代
- ④ 酒類購入代
- ⑤ 個人から借用した車両や機器に対する謝金（ガソリン代は除く）
- ⑥ 当該活動との関係が明確でないガソリン代等の経費
- ⑦ 名刺作成費、活動拠点事務所経費など通常の団体運営経費
- ⑧ 個人への配布を目的とした物品の購入費（ただし、福祉活動に特に必要と判断される場合は、助成対象となります。）
- ⑨ 領収書の発行元が応募団体の経費、個人名義等団体名と異なる領収書の経費
- ⑩ 団体の都合による変更や中止に伴うキャンセル料（自然災害等予期せぬ場合を除く）
- ⑪ ボランティア等内部関係者への手当・謝礼

6 助成金額

1 団体につき 1回あたり 10万円を上限とし、千円単位で助成する。

応募総額は 70万円を限度とする。

※令和 5 年度募金実績額等により令和 6 年度の助成金額が変わる場合がある。

7 応募方法・提出先

(1) 応募書の記入

- ① 公募助成応募書（様式 1）に必要事項を記入してください。
- ② 振込口座は、応募団体名義の口座を記入してください。個人名義口座への振込及び現金での助成は行いません。

【提出書類】

- 応募書（様式 1） 通帳の写し（よみがなが記載されているページ）
- 会員名簿（役員名簿でも可） 会則・規約（又はそれに準じるもの）
- 事業報告書・会報等団体の活動がわかる書類（簡単にまとめたものでも可）

(2) 提出先

岩手県共同募金会遠野市共同募金委員会（遠野市社会福祉協議会内）

〒028-0541 岩手県遠野市松崎町白岩字薬研渕 1－3

TEL 0198-62-8459 FAX 0198-62-9311

8 選考・助成

(1) 要件

1 経験活用・波及効果	今までの活動実績や各々が得意とする分野(強み)を活かし、事業を通して他地域や他団体等の活動への波及効果が期待されるもの。
2 開発・拡大・充実	今まで活動実績がない事業に、各々が得意とする分野(強み)を活かしながら、活動や福祉的資源の開発(既存資源を活かした更なる充実も含む)が期待されるもの。
3 協働・相乗作用	地域住民や団体等との協働による創意工夫や、協働によって活動目的達成の補完が見受けられるもの。
4 実行性・効率性	成果からみて計画と予算の整合性が適切と見受けられるもの。また、実行性が高く計画どおり成果が達成される見込みがあるもの。
5 継続・発展性	事業で形作られた組織、活動の継続性及び発展性が期待されるもの。事業の効果の持続性が期待できるもの。

① 団体の代表と会計の担当が決まっていて、活動を実施・報告できる体制であること。

② 申請書類に不備がないこと。

(2) 助成決定及び助成金の交付

① 本会において助成決定の判断を行い、各応募団体に結果を通知します。なお、助成を受けた団体は、募金活動にも積極的に協力するよう努める。

② 助成決定となり本会から決定通知を受けた団体は、速やかに事業に着手すること。応募書(様式1)に記載された振込口座に助成金を送金します。

③ 助成決定内容については、遠野市共同募金委員会の審査委員会が承認します。なお、必要に応じて調査を行うことがあります。

9 助成事業の完了報告

事業完了後1ヶ月以内に事業完了報告書(様式2)により事業成果を本会へ報告すること。

10 助成決定取消しおよび助成金の返還

次の掲げる事項に該当する場合は助成決定の全部または一部を取消し、既に交付した助成金がある場合は返還しなければならない。

(1) 偽り、その他不正な手順によって助成を受けた場合

(2) 事業を中止した場合

(3) 事業を遂行する見込みがなくなったと認められる場合

(4) 助成金を指定された使途以外に使用した場合

(5) 事業内容の変更の承認を受けずに事業を実施した場合

(6) その他本会の指示に従わないまたは本会が不適当と認めた場合

11 応募期間

令和6年2月1日から令和6年3月31日

※応募状況によっては再募集をかけるものとする。

12 問い合わせ先

岩手県共同募金会遠野市共同募金委員会（遠野市社会福祉協議会内）

〒028-0541 岩手県遠野市松崎町白岩字薬研渕1-3

TEL 0198-62-8459 FAX 0198-62-9311